

國立大學法人弘前大學 平成31年度の業務運営 に関する計画（年度計画）

平成 31 年度 国立大学法人弘前大学 年度計画（作成様式）

（注）□内は中期計画、「・」は年度計画を示す。

I 大学の教育研究等の質の向上に関する目標を達成するためによるべき措置

1 教育に関する目標を達成するための措置

（1）教育内容及び教育の成果等に関する目標を達成するための措置

《学士課程》

（教育課程）

【1】教育推進機構において、平成 28 年度から実施する新しい教養教育カリキュラムの成果について、各年度毎に外部試験の活用等による客観的な検証・分析を行い、その結果を教育課程に反映させる。

- ・【1】教養教育科目について、引き続き英語力分析・判定のための外部試験等を活用するなど、教育効果等について客観的な検証・分析を進める。

《学士課程》

（教育課程）

【2】教育課程全体を見通した専門教育の質的転換を進めるため、ミッションの再定義や学部改組を踏まえ、教養教育を高年次化し、専門教育と接続、学部間や地域との連携による教育内容・方法の改善を図る。

- ・【2】引き続き教育戦略室を中心に平成 28 年度に開発した「新しい FD プログラム」を実施するとともに、平成 30 年度に提言した教育内容・方法の改善に向け教育活動等の実施状況調査・分析の結果に基づき、専門教育との接続、学部間や地域との連携による教育内容・方法の改善を検討する。

《学士課程》

（教育課程）

【3】教育学部においては、青森県における教員養成の拠点としての機能を果たしていくために、学校現場で指導経験を有する教員の割合 20% を確保し、地域との連携・協働による教員養成の展開と教職キャリア支援の充実により、青森県における小学校教員採用の占有率 50% を達成する。

- ・【3-1】学校教育教員養成課程小学校コースの A0 入試導入による効果の検証を始めるとともに、平成 33 年度の新入試導入のための制度設計を行う。
- ・【3-2】学校現場での指導経験を有する教員を中心に、小学校コースの各教科教育法の授業において、新学習指導要領に沿って児童・生徒の「主体的・対話的で深い学び」を実現可能とするための、学生が主体的に問題を発見し解を見出していく能動的学修（アクティブ・ラーニング）を展開する。
- ・【3-3】1 年次と 4 年次の教職キャリア支援科目と 1 年次から 4 年次までの段階的な教育実践授業を展開するとともに、その効果について教員養成学研究開発センターが中心となり検証を行う。

《学士課程》

(教育方法)

【4】学生が自らの「学び」をデザインし、自ら学修する時間を確保する主体的な学修を促すため、教養教育における授業の50%以上に能動的学修（アクティブ・ラーニング）を導入する。

- ・【4】いわゆる能動的学修（アクティブ・ラーニング）を取り入れた授業について、引き続き実施状況調査を行うとともに調査結果等を踏まえ、教養教育における導入率の維持・拡大に向けた取組を実施する。

《学士課程》

(教育方法)

【5】これまでの成果を踏まえ、科目ナンバリングの再構築を行うとともに、学生の協力によるSA（スタディ・アシスタント）の体制を整備する。

- ・【5】平成32年度の教務電算システムの改修に合わせて、再構築したナンバリングの周知・利活用に係る課題の検証を行う。また、体制を整備したSA（スタディ・アシスタント）について、引き続き周知及び実施結果の検証を行う。

《学士課程》

(教育方法)

【6】地域の人材や資源を活用した実践的な授業を拡充し、地域志向科目を200科目以上開講する。地域の社会人の学び直しのための教育プログラムを開発する。

- ・【6】引き続き200科目以上の地域志向科目を開講し、開講状況を公表するとともに内容の充実に向けた取組を進める。また、社会人の学び直しのための「弘前大学グリーンカレッジ」や履修証明プログラムを引き続き実施する。

《学士課程》

(教育方法)

【7】「地域を志向したキャリア教育」を中心に、学部4年にわたる体系的なキャリア教育を開発・実施し、平成27年度と比較し、県内企業等へのインターンシップ参加学生数を倍増させる。

- ・【7】初年次キャリア教育科目（必修科目）並びに2年次キャリア教育科目（選択必修科目）の実施状況を踏まえ、キャリア教育の体系化に向けて高年次キャリア教育科目（必修科目）を開講する。また、県内企業等へのインターンシップ参加学生数を増やすため、引き続き地元企業視察プログラムやインターンシッププログラムを実施する。

《学士課程》

(教育方法)

【8】専門課程への円滑な接続のための科目群を新たに開講するとともに、TA（ティーチング・アシスタント）の積極的活用等を進め、入学前教育も含めたリメディアル教育を拡充する。

- ・【8】引き続きAO入試による入学者を対象とした入学前教育プログラムについて、各学部の意向を取り入れた上で実施するとともに、TAを積極的に活用してリメディアル教育を全学に拡充する。

《学士課程》

(成績評価)

【9】成績評価の厳格化を進めるとともに、学修成果の可視化としてのポートフォリオ及び達成目標としてのループリック等を整備し、学生の主体的な学修を促す評価を導入する。

- ・【9】成績評価の厳格化、学修成果の可視化、学生の主体的な学修を促す評価を進めため、引き続き成績評価に関するガイドラインと、ポートフォリオ及びループリックについて教養教育科目を中心に活用する。

《大学院課程》

【10】専門分野の枠を越えた教育・研究指導を実現するため、各研究科の連携を推進するとともに、大学院における教養教育の在り方を検討し、「大学院共通科目」を再構築する。

- ・【10】平成30年度の検討の結果をもとに、大学院での教養教育の在り方として共通的に学修する内容を整理し、平成32年度からの実施に向けた準備を進める。

《大学院課程》

【11】平成29年度までに教職大学院を設置し、青森県教育委員会等との連携により、優れた実践力を備えた教員養成プログラムを開発・実施するとともに、その修了者の教員就職率85%を確保する。

- ・【11-1】青森県教育委員会、教職員支援機構との連携により開発したミドルリーダー研修プログラムを、青森県の教員研修会で試行する。
- ・【11-2】教職大学院の教員と大学院生が、地域の公立学校の校内研修会等に出向き、学校現場の教育力の向上に寄与する。
- ・【11-3】修了生が教職大学院と関わりを持ちながら学び続けられる体制作りとして発足させた「修了生連絡会」を、平成30年度に実施したプレイベントを参考に運営する。また、教育実践開発コースの教員採用試験対策を展開する。
- ・【11-4】教職大学院教育研究協議会の意見に沿って、平成32年度の教科領域実践コース、学校教育実践コース及び特別支援教育実践コースの設置に向け、さらに充実した教育プログラムの調査研究を進める。

《大学院課程》

【12】地域の社会人学び直しを推進するため、社会人学生を対象とした新たな教育プログラムを開発・実施し、大学院への受入を拡充する。

- ・【12】地域社会研究科における「大学院レベルの高度な専門プログラム」について、内容を検証・改善した上で引き続き実施する。

(2) 教育の実施体制等に関する目標を達成するための措置

【13】教養教育を含む教育改革を企画・推進するため、教育推進機構を再編し、入学者受入方針（アドミッション・ポリシー）、教育課程の編成・実施の方針（カリキュラム・ポリシー）、学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）を一体的なものとした全学的な教学マネジメントを確立する。

- ・【13】教育推進機構において、引き続き、いわゆる能動的学修（アクティブ・ラーニ

ング）の導入拡大、ループリック及びポートフォリオの活用、FD 標準プログラムの実施等、三つの方針を一体的なものとした教育改革の各種取組を推進する。

【14】主体的・能動的学修を展開するために、教室の改修をはじめ学修環境を整備する。

- ・【14】引き続き、いわゆる能動的学修（アクティブ・ラーニング）状況を検証した上で、教養教育を行う講義棟を中心にワークショップ等を自在に展開できる教室環境の整備を進める。

【15】教育改革を推進するための教育方法研究、地域志向教育を中心とした FD（ファカルティ・ディベロップメント）活動を全学的に展開する組織を整備する。

- ・【15】平成 29 年度に内容を充実した FD 標準プログラムを継続して実施するとともに、平成 30 年度までの FD 活動の実施結果を検証し、全学的に展開する組織の見直しに着手する。

（3）学生への支援に関する目標を達成するための措置

【16】学生及び保護者のニーズ把握を進め、独自奨学金等による経済的な支援をはじめ学生生活全般にわたる支援を強化する。

- ・【16】学生との懇談会や保護者アンケートを引き続き実施し、学生生活全般についてニーズを把握し、支援の充実を図る。

【17】学生のメンタル面での相談・支援及び関係教職員への啓発・研修を拡充する。

- ・【17】学生の相談・支援にかかる学生総合相談室相談員の研修等を継続して実施する。また、教職員へ対応事例集（改訂版）の周知と併せて、各種情報提供の機会を充実させる。

【18】発達障害を含めた障害学生の学修・生活を支援するため、全学的な支援方針を策定するとともに、専門相談室の設置や支援コーディネーターの採用などの支援体制を整備する。

- ・【18】障害を理由とする差別の解消を推進するため、学生や教職員への啓発・広報活動、技術講習会等を行う。また、県内の高等教育機関等との連携を強化し、合理的配慮の具体的方策に関する情報共有等を行い、学生特別支援室の活動を充実させる。

【19】課外活動の支援を強化するとともに、地域との連携によるボランティア活動等のプログラム開発・実施や活動に関する相談・助言、情報提供を行うなど、学生の地域活動の支援体制を整備する。

- ・【19】学生との懇談会において学生のニーズを把握しつつ、学生の主体性を引き出す指導等を行うことにより、課外活動支援の強化を図る。また、地域活動を行う学生サークルの活動状況の地域への情報発信を継続する。

【20】学生と連携した大学づくりを進めるため、学生の提案等により学生が大学の教育・学生支援に協力し主体的に活動する制度を創設する。

- ・【20】学生との懇談会において学生のニーズを把握しつつ、学生が主体的に大学の学修環境や学生生活等の充実に向けて活動できるよう、学生と教職員とが連携する仕組み作りを継続する。

【21】学生の就職活動の支援について、県内就職を中心に強化・充実を図るとともに、キャリア形成を支援する体制を整備し、県内就職志望率50%を達成する。

- ・【21】学生のキャリア形成のため、セミナー等の支援メニューを充実させ、キャリア支援体制を強化する。また、県内企業等を対象とした企業見学会やセミナー等を実施する。

(4) 入学者選抜の改善に関する目標を達成するための措置

【22】入学者選抜方法に関する調査研究・企画立案を担当する組織を新設する。入学者選抜改革のための全学的な委員会を設置し、高大接続の観点からAO（アドミッション・オフィス）入試の拡充など学生の多様な能力を評価する個別選抜の改革案を策定、実施する。

- ・【22】入学者選抜改革検討委員会において、平成33年度入試の入学者選抜方法及び実施教科・科目等（予告）の公表に向け、配点を含む入学者選抜方法等の改革案を策定する。

2 研究に関する目標を達成するための措置

(1) 研究水準及び研究の成果等に関する目標を達成するための措置

【23】国際共同研究の推進による国際共著論文数の倍増及び海外研究機関との研究プロジェクトの積極的な推進により、健康科学研究・脳科学研究・放射線科学研究・物質科学研究をはじめとする大学の特徴ある研究の国際拠点を形成する。

- ・【23-1】本学の強み・特色ある研究分野を基とした「研究ユニット」を構築し、研究の進捗管理を行うとともに、研究の加速化を推進するため、次のフェーズへの進展が期待される研究プロジェクトの支援策等を企画立案する。
- ・【23-2】放射線科学及び被ばく医療のアジアにおける拠点を目指した教育・研究を推進するため、世界各国の研究者との連携で学術国際集会等を国内外で開催する。また、これまでの様々な国際交流活動から得られたネットワークを最大限活用した国際放射線科学コラボセンター（仮称）を設置し、国際共同研究と情報発信のさらなる活性化、シームレスな人材交流、それらをもとにしたグローバルなネットワーク構築を図り、本学の学術の発展に貢献する。
- ・【23-3】有機、無機およびそれらのハイブリッド材料をはじめとする、大学の特色ある物質科学研究について、海外研究機関と若手研究者をはじめとする研究者の相互派遣を伴う共同研究を推進することにより、国際共同研究の素地を定着させ、物質科学研究の国際共同研究形成に向けて取り組む。
- ・【23-4】脳科学研究に関して、認知症、神経変性疾患、脳と免疫の領域を中心として海外研究機関との共同研究プロジェクトを進め、国際共著論文の増加を図る。

【24】大学及び教員の研究力評価分析を元に新規性・萌芽性のある基礎研究に対して、学内公募型研究助成事業等を推進し、研究資金及び研究環境の重点的な支援及び整備を行う。

- ・【24】機関研究及び異分野連携型若手研究の学内公募事業を中心に、発展が期待される基礎研究等に対して、研究分析ツールを活用しつつ重点的な支援を行う。

【25】地域を中心とした文化財の保存活用等を含めた人文社会科学研究の発展・充実のため、分野を超えた知の結合による学術情報の学際的な視点を踏まえた人文社会科学分野と自然科学分野との共同研究を推進する。

- ・【25-1】全国で唯一の出土米情報を引き続き集積・解析し、出土する他の資源利用を含め、気候変動期の遺跡情報データを公開するほか、食味に関わる色や粘性などについても研究する。特定された気候変動に耐性をもつ品種候補について、現在の食料資源の安定供給等に関する研究を行う。研究成果の実装化についても進め、品種開発に向けて特性解析を行う。
- ・【25-2】環境激変期の縄文晩期から弥生時代の遺跡について、平成30年度からの弘前市・栗原市に加え、平川市との共同研究を推進する。発掘・資料調査を実施し、その成果等は展示会を開催し広く公開する。
- ・【25-3】青森県の重要課題である人口減少に対応した住民主体の地域づくりに寄与するため、地域社会研究科を中心とした領域横断的組織により、県内各地域の地域経営体のあり方に関する調査研究を進め事業を展開するとともに、これまでの研究成果について、書籍や公開研究会・シンポジウム等により発信する。

【26】地域における人口減少や健康問題の克服、健康長寿の実現という地域課題の解決と、QOL（生活の質）の向上を図る研究に取り組む。さらに、豊富な食糧資源や観光資源といった地域の強みを活かし、食、健康や福祉の分野に関する文理融合的な地域志向型多領域研究を進める。

- ・【26-1】青森県産食料資源の高付加価値化の研究、商品化に繋げるための研究、生産技術に関する研究を行う。
- ・【26-2】COI STREAMを中心に、地域住民の大規模な健康診断・運動機能計測を実施するとともに、「啓発型健診プログラム」トライアル版の実証を行い、ビジネスモデルを構築する。
また、計測した大規模歩行データと加齢等の医学的診断結果を比較し、歩行情報を利用した健康に関する指標の構築に継続して取り組む。
- ・【26-3】地域や他大学との協働により、地域医療の課題解決に貢献する新たな医用システムの研究開発を推進し、実用化を目指す。また、COI事業のデータ収集における医用システムの応用、弘前市との連携による技術セミナーの開催により、地域における医工人材の育成と新産業創出に向けた取組を実施する。
- ・【26-4】白神山地とその周辺のアクセスのよい地点を中心に、植生等の変動モニタリングを地域住民の協力も得ながら実施し、学内で主催している人材育成講座などを活用して環境教育に資するとともに、啓発セミナーを実施し地域での活用に資する。

【27】青森県の特性を踏まえ、安全・安心で持続可能な地域社会に寄与する再生可能エネルギー、環境や被ばく医療に関する研究に取り組む。

- ・【27-1】被ばく医療総合研究所を拠点として、福島県浪江町復興支援プロジェクト、放射線科学研究及び被ばく医療に関する研究を推進する。
- ・【27-2】青森における再生可能エネルギー（太陽光、風力、バイオマス、地熱）の現状の課題を明らかにして、可能な技術から社会実装を開始するとともに、具体的な方策を含めたロードマップを作成する。
- ・【27-3】白神岳山頂付近を中心とした白神川流域で植生と気象地象に関する環境変動モニタリングを継続するとともに、環境変動の進行実態について今までに解析した成果を明らかにする。また、これまで調査が十分には進んでいない赤石川流域等でも、モニタリングサイトを増設する。生物標本の収集保管を継続するとともに、平成28年度に寄贈された細井標本の整理を進める。これらの標本を含め、これまでに収集整理した生物情報を公表して、地域の自然史解明に資する。
- ・【27-4】青森県の特性を踏まえ、地域自然エネルギー資源活用型次世代エネルギー変換・貯蔵・利用過程及びシステム全般に関する基礎研究から応用研究まで一貫した研究開発を行うとともに、実践的・総合的かつグローバルでローカルな視点に立つて地域のエネルギー環境問題に取り組む人材を育成する。
- ・【27-5】引き続き青森県とその周辺の地震活動状況の観測研究を行うとともに、地震波速度や地震波散乱特性の空間分布の把握と、内陸低周波地震の発生機構の解明を取り組む。津軽平野において微動探査と地震波干渉法による地下構造推定を行い、歴史地震の被害との関係を探る。また、データ同化手法による津波の即時予測の高度化の研究を進める。

【28】原子力関連施設を擁する地域特性に鑑み、海外及び国内機関との連携の下、全学的な「放射線科学」及び「被ばく医療」に係る教育・研究の国際拠点を構築し、特にアジア諸国を中心に国内外における国際的な視野を有する高度専門職業人を育成する。さらに、東日本大震災後の弘前大学の果たしてきた様々な社会貢献をもとに、当該分野におけるリーダーシップを発揮し、国の被ばく医療機関として放射線事故等有事の際には、診療面も含め世界的な貢献を果たす。（戦略性が高く意欲的な計画）

- ・【28-1】国の「高度被ばく医療支援センター」及び「原子力災害医療・総合支援センター」として、関係機関との連携協力により、有事対応に向けた人材育成、ネットワーク構築の強化・充実、原子力災害時を想定した実践的な被ばく医療研究の高度化を図る。
- ・【28-2】海外の連携協定機関等を基軸にしたネットワークを拡充するとともに、それらを最大限活用し、国際共同研究のさらなる活性化を進めることで、質の高い国際共著論文の公表と被引用件数の増加を図る。
- ・【28-3】平成29年度に設置された「放射線看護教育支援センター」において、放射線看護分野の確立と発展に向けた活動内容を拡充する。また、看護教員や大学院生の国際的視野拡大のため、国外学術大会での活動や各種研修へ積極的に参加する。併せて、放射線看護師分野での国際的なリーダーシップを発揮するための情報発信に積極的に取り組む。

- ・【28-4】保健学研究科において、被ばく医療コースへの留学生の受入を促進し、青森県内外の放射線・原子力関連機関と連携し、原子力災害医療に対応する人材を育成する。
- ・【28-5】福島県浪江町における「浪江町復興支援プロジェクト」や「放射線リスクコミュニケーション事業」の推進、各事業との連携による多彩な復興支援活動に引き続き取り組むとともに、これらの活動成果を社会へ還元し、積極的な情報発信を行う。
- ・【28-6】放射線科学及び被ばく医療のアジアにおける拠点を目指した教育・研究を推進するため、世界各国の研究者との連携で学術国際集会等を国内外で開催する。また、これまでの様々な国際交流活動から得られたネットワークを最大限活用した国際放射線科学コラボセンター（仮称）を設置し、国際共同研究と情報発信のさらなる活性化、シームレスな人材交流、それらをもとにしたグローバルなネットワーク構築を図り、本学の学術の発展に貢献する。（【23-2】の再掲）
- ・【28-7】平成29年度から実施している国内多分野の学外有識者から構成されるアドバイザリーボードを発展させ、より国際的な視野での評価を得る目的で国内外の有識者から構成する国際アドバイザリーボードを開催し、提言や助言等を本学の「放射線科学」及び「被ばく医療」に係る教育・研究の国際拠点促進に資する。

【29】短命県青森の健康対策から健康長寿社会の実現に向けた総合的・学際的な課題解決を図るため、COI研究推進機構、子どものこころの発達研究センター、北日本健康・スポーツ医科学センターその他既存の社会医学系組織を発展的に統合し、社会変革に必要な総合的研究・対策を可能とする革新的な教育研究拠点「健康未来イノベーションセンター」を創設する。本センターでは、産学官民連携の下、高齢者から子供までの幅広い世代における社会医学的・スポーツ医科学的研究を行い、国民の健康増進に関する提言、各種講演会・研究会等の開催、共同研究や国際交流等による指導的人材の育成を通じ、地域の活性化とともに我が国における医学的観点からの健康・支援対策の社会実装モデルを提案する。（戦略性が高く意欲的な計画）

- ・【29-1】弘前大学 COI 研究推進事業の中で、岩木健康増進プロジェクトによるコホート研究を引き続き実施するとともに、京都府立医科大学、九州大学、名桜大学及び和歌山県立医科大学が実施するコホート研究とデータ統合・連携を図ることでより大きなビッグデータを構築し、東京大学・京都大学・名古屋大学の専門家や参画企業と解析することにより、新たな疾患予測モデルの構築につなげる。
- ・【29-2】子どものこころの問題に関する教育研究活動等を推進するため、「子どものこころの発達研究センター」を中心に、継続して3歳児健診及び5歳児発達健診を実施し、発達障害の早期診断、早期療育のシステムを確立するとともに、人材育成につなげる。また、小中学校を対象として、5歳児発達健診を起点とした前向きコホート調査（N=10,000）を継続的に実施し、児童・思春期における子どもの心の健康問題の実態把握、保護・危険因子を明らかにする。
- ・【29-3】医学研究科の「スポーツ医科学・社会医学推進枠」や医学研究科と教育学部の連携事業を通して、健康授業及び地域健康増進活動を担う健幸リーダーの育成を推進する。

(2) 研究実施体制等に関する目標を達成するための措置

【30】大学の研究環境機能の高度化を図るため、「研究基盤支援センター」（仮称）を中心に研究施設・設備の共用化やリユース、技術専門職等の育成を進めるとともに、図書館、資料館等を先端研究成果の発信拠点として位置付け、情報発信力を強化する。

- ・【30-1】機器分析センターを共用機器基盤センターに改組し、研究・イノベーション推進機構における研究基盤支援の企画・立案機能の強化を図るとともに、リユース・アップグレードによる機器共用化の推進に取り組む。また、研究設備に関するセミナーを通じて、技術職員等のスキルアップを図る。
- ・【30-2】紙の図書や雑誌等の蔵書に加え、電子ジャーナルや電子ブック等の電子的リソース等を適切に整備する。また、それらに対するアクセス強化を図ることにより、必要な情報がより効率的・網羅的に発見できる環境を充実させる。
- ・【30-3】資料館において、各部局の貴重な研究教育成果に関わる資料を積極的に調査し、わかりやすく魅力的な方法で展示する。また、学芸員課程における実習のための施設として利用環境を整備する。

【31】研究パフォーマンス分析機能の整備や、リサーチ・アドミニストレーション機能の充実により、研究支援に係る人的資源及び体制を強化する。

- ・【31-1】研究・イノベーション推進機構にURA室を設置するとともに、URA主導型の研究支援事業を継続実施し、リサーチ・アドミニストレーション機能の強化を図る。
- ・【31-2】研究分析ツールを利用し、エビデンスデータを学内研究助成等の資源配分に活用するとともに、各種研究力指標に関する分析結果を学内に情報発信する。

【32】異分野間の連携や融合を促進し、学内研究組織体制や研究拠点形成を強化するとともに、優秀な若手研究者の発掘や育成に資する目的で、戦略的な独自の学内支援事業により、若手研究者等を対象とした機関を代表する特徴ある研究を支援する。

- ・【32-1】若手研究者が学部・研究科の枠組みを超えて継続的に交流できる「研究交流カフェ」を継続して開催するとともに、異分野連携型若手研究支援事業を実施し、成果発表会の場を活用して新たな研究グループの構築や異分野間連携を推進する。
- ・【32-2】教職員の研鑽意識を高め、また学生にレベルの高い学修機会を提供することを目的として、学術講演会を開催する。

【33】持続的な研究開発及びイノベーションを創出・促進する人材の育成・確保のため、研究・イノベーション推進機構を中心に、産金学官による戦略別・分野別クラスターを組成するなど、学外とのオープンな連携体制を強化する。

- ・【33-1】研究・イノベーション推進機構を中心に、「ネットビックスプラス」「ひろさき産学官連携フォーラム」などの産学官金連携の枠組みを活用し、地域や地元企業のニーズを解決するとともに、持続的な研究開発を促進することにより、新たな付加価値を生じるための学外とのオープンな連携体制を強化する。
- ・【33-2】東北地区の大学間連携により、産学連携プロジェクトの支援業務を自立的に遂行しえる専門的な人材（社会実装支援人材）育成を推進する。

【34】保有する知的財産の価値を最大化するため、研究開発成果の権利化、秘匿化、標準化を適切に使い分ける戦略を構築し、知的財産の創造基調から活用・保護に焦点を移したマネジメントにより、持続的かつ高付加価値につながる研究開発を支援することで、未利用特許のライセンス供与を含む活用数や地域企業との共同出願特許件数の増加などを図る。

- ・【34-1】知財専門家の戦略アドバイザーを活用した独自の特許性調査を実施するほか、特許の維持及び権利化に関する適正化・効率化を図る。
- ・【34-2】知財専門家による知財セミナーを実施するほか、知的財産教育研究共同利用拠点の地方協力校として、標準化教育を実施する。

3 社会との連携や社会貢献及び地域を志向した教育・研究に関する目標を達成するための措置

【35】地域を志向した教育・研究を推進し、地域の発展に積極的に貢献する人材を育成するとともに、地域の課題（ニーズ）と大学の資源（シーズ）の効果的なマッチングによる地域課題の解決や地域資源の利活用を促進するため、自治体や経済界等との包括協定数を平成27年度と比較して1.5倍に増加させ、地域振興への取組を組織的に展開する。

- ・【35-1】COC+事業として、事業協働機関である大学・自治体・企業等との連携の下、青森・弘前・八戸・むつ圏域の4ブロックを中心に学生の地元就職・起業支援のための事業を展開するとともに、雇用創出に向けたプロジェクトを推進する。
- ・【35-2】地域の自治体や経済界等との包括連携協定を締結するとともに、自治体等職員を講師とした講演会を実施する。また、地域の他の高等教育機関との連携活動にも参画し、地域課題の解決に向けた共通事業、人材交流、学術情報交流を継続して実施する。
- ・【35-3】社会人・学生を対象とした「弘大じょっぱり起業家塾」を実施し、地域資源を活用した起業支援や地域課題の解決に貢献する人材育成を行うとともに、地域イノベーション創出のための起業家意識の醸成を図る。

【36】本学の有する専門的かつ幅広い知的資産を活用して、社会人の学び直しや地域の分野別リーダー的人材の育成等、社会の多様なニーズに応じた教育機会を提供する。

・【36】本学の有する知的資産を活用し、地域活性化の中核拠点として、自治体等との連携により、地域課題を一層明確にさせた上で、社会人の学び直しや地域で活躍する実践者及び専門家の育成等に資する多様な生涯学習事業を実施し、自治体担当者との省察ならびに内容評価書の提出により検証する。

【37】附属図書館、出版会、資料館をはじめとする学内の組織・諸施設の連携を一層推進する。それぞれの特色を活かしながら文化活性化の拠点として、学術的成果の発信と地域の要請に応える活動を強化するため、貴重資料の公開、特色ある地域文化に関する書籍刊行、研究成果や大学の方向性を明らかにする展示などを実施する。

- ・【37-1】附属図書館において、読書推奨及びいわゆるアクティブ・ラーニング促進のため、学生や学内組織と連携して関連事業を実施する。また、地域の要望に応える活動を強化するため、利用者に対する満足度調査を実施するほか、普段公開してい

ない本学の貴重資料等に係る地域施設からの公開要請に積極的に応える。

- ・【37-2】各教員の研究成果の発表、教科書、教職員以外の優れた取組や活動、特に地域文化の活性化に資する特色ある書籍を継続して刊行し、大学の地域貢献に寄与する。また、本学創立70周年を記念し高校生以上の一般読者を対象とした、大学での学びの魅力を伝える書籍を刊行する。
- ・【37-3】資料館において、学内各部局施設との情報連携を図り、常設展示資料の更新を進める。また、学内各部局施設との共同企画による、本学における最新の研究や調査結果など充実した内容の企画展を実施し、学外に発信する機能を強化する。

【38】地元自治体や産業界、高等教育機関等との連携を強化し、青森県全域の創生及び活性化を推進する戦略拠点「地域創生本部」を整備し、地域のネットワーク機能等の強化を図るとともに、本学の強み特色を活かし、産金学官一体的な文理融合型共同研究を進め、地域に賦存する食・環境・観光・自然エネルギー分野での新たな産業やビジネスモデル、雇用を創出するとともに、当該分野を担う人材の育成・交流を通じて、地域の創生・発展を牽引する。（戦略性が高く意欲的な計画）

- ・【38-1】地域創生本部の機能強化を図るため、学内関係組織との機能統合に向けた組織再編を検討する。また、専任教員を中心に地域活性化に向けたプロジェクトの充実を図りつつ、地域創生の総合窓口機能とネットワーク構築機能を重視した活動を展開する。
- ・【38-2】地域との人的交流による連携強化を図るため、自治体及び金融機関職員を本学に受入れる連携推進員制度及び本学職員を地方自治体等へ派遣する職員研修制度を引き続き実施する。
- ・【38-3】地域の自治体や経済界等との包括連携協定を締結するとともに、自治体等職員を講師とした講演会を実施する。
- ・【38-4】地域の観光人材育成を目的としたワークショップ及び養成講座等を引き続き実施する。
- ・【38-5】青森県産の優れた食料資源の安定した生産環境の構築に向け、地域のエネルギー資源・環境についての研究を進め、成果発表を実施するとともに、地域における気候変動適応策の情報収集・解析を行い、地域関連機関へ提供し、社会実装に向けた取組を促進する。
- ・【38-6】食品機能性を生かした青森県産食品素材の高付加価値化を図るための開発を引き続き行い、イメージアップを図るとともに、国際市場を視野に入れた販売戦略の立案と輸出拡大に向けた環境づくりを継続して検討・整備する。また、それぞれの諸課題を把握・整理し、解決策を立案する。
- ・【38-7】環境変動モニタリングを継続しつつ、白神山地でのツアーに求められるニーズ把握等に関する学外諸機関との共同研究を実施する。それらの成果を地域へ還元するために、人材育成講座、啓発セミナー等を実施して、自然環境情報及び環境モニタリングの成果を観光ツアーリソースとして活用できる人材を育成するとともに、ツアーの試行に向けた体制を整える。
- ・【38-8】地域のエネルギー資源の利用推進のため、地下水熱評価、小型バイオマスガス化炉の開発、農業と太陽光発電の共生を目指すソーラーシェアリングの日射量解

析、風力発電及び漁業での活用を目指した小風力揚水ポンプシステムについての研究を進め、社会実装に向けた取組を促進する。

4 その他の目標を達成するための措置

(1) グローバル化に関する目標を達成するための措置

【39】海外研究機関との積極的なネットワークを形成するとともに、海外拠点等を活用した教職員・学生の国際交流を推進する。

- ・【39】教員交流プログラム実施校の拡充や部局間協定校との全学的な交流促進に取り組み、海外研究機関とのネットワークの拡大を図る。

【40】国際性を涵養するため、日本人学生と外国人学生とが一緒に授業を受ける機会を拡充するとともに、学生の英語力向上を図るため、英語による授業を拡充する。

- ・【40】国際性の涵養を目的に、日本人学生と外国人学生が一緒に授業を受ける機会や英語による授業の拡充のために国際交流科目から教養教育科目に移行した科目や新たに開講した科目を引き続き開講する。

【41】学生の海外派遣プログラムを推進するとともに、経済面を含め派遣学生に対するサポート体制を強化し、平成27年度と比較し、留学を含む海外派遣学生数を1.5倍以上にする。

- ・【41-1】学生の海外派遣を推進するため、海外研修プログラムや大学院生を中心とした海外派遣事業を実施する。
- ・【41-2】海外派遣学生の増加を図るため、協定を締結して間もない大学等へ留学する学生に対して経済的支援を拡充するとともに、当該学生をアンバサダーに任命し、留学中の情報発信や帰国後に協定校を紹介する活動を展開する。

【42】地域と連携した留学生用民間寄宿舎制度を確立し、受入留学生の支援体制を強化・充実させるとともに、海外大学フェアに積極的に参加し、平成27年度と比較し、受入留学生数を1.5倍以上にする。

- ・【42】寄附金を活用した居住支援を継続するとともに、協定を締結して間もない大学等を訪問して大学紹介（フェア）を開催し、受入留学生の増加及び交流の活性化を図る。

(2) 附属病院に関する目標を達成するための措置

【43】各診療部門特有の診療機能に関するクオリティ・インディケータ（医療の質に関する指標）を新たに設定し、安心・安全で質の高い医療を提供する。

- ・【43-1】引き続き、医療の質を表すクオリティ・インディケータを追加設定し公表する。
- ・【43-2】ISO9001：2015の認証審査、国立大学附属病院長会議による特定機能病院間相互のピアレビュー、感染防止対策地域連携加算に係る相互チェックの実施など、第三者機関による病院評価を実施し、PDCAサイクルによる検討・改善を進める。
- ・【43-3】医療安全及び感染対策を強化するため、職員全体の意識向上と情報共有を目的とした講演会等を開催する。また、抗菌薬の適正使用を推進するためAST（抗菌

薬適正使用支援チーム)によるコンサルテーションを隨時受けるとともに、地域医療機関にも参加を呼び掛けて抗菌薬の適正使用に関する研修会を開催する。

【44】高度急性期病院としての役割を踏まえ、地域医療機関、地方公共団体等との連携を強化し、地域におけるがん及び脳卒中等の医療課題に積極的に取り組む。

- ・【44-1】がん死亡率改善に向けて、青森県が取り組む「大腸がん検診モデル事業」に協力し、対象者に対する内視鏡検査を実施する。
- ・【44-2】青森県全体の感染対策向上を図るため、行政機関及び青森県感染対策協議会(AICON)加盟施設と合同で、地域医療機関や介護施設向けの研修会等を開催する。
- ・【44-3】地域の要請に応え、二次救急輪番を継続する。

【45】被ばく医療及び高度救命救急医療の中核的役割を担うとともに、災害医療においては、地域の防災訓練に指導・助言するなど積極的に参画する。

- ・【45-1】国の原子力災害医療体制の一員として、原子力災害発生時の専門的医療に備えるため、原子力災害拠点病院の原子力災害医療派遣チームに対する専門研修に加え、医師・看護師・診療放射線技師等を対象とする中核人材研修等を実施する。
- ・【45-2】附属病院の災害対策能力の底上げを図るため、事業継続計画(BCP)に基づく総合防災訓練を実施する。また、地域の防災訓練及び原子力防災訓練においては、専門的立場から指導・助言するなど積極的に参画する。

【46】地域と連携した専門医養成体制の充実・強化を図るため、「医師キャリア形成支援センター」(仮称)を設置し、高度医療を提供できる専門医を養成する。

- ・【46-1】「医師キャリア形成支援センター」(仮称)への発展改組のために必要な当該センター事業(卒後臨床研修及び専門医研修プログラム整備、プログラム運営並びに募集広報事業企画)の実施体制を整え、試行する。
- ・【46-2】専門医資格取得に関する研究業績を充実させるため、専門研修医及びその指導者に対し海外の学会出席に係る旅費を支援する。

【47】医療人の専門性、国際性の向上及び臨床現場への定着、復帰支援のため、「総合臨床教育センター」(仮称)を設置し、教育・研修体制を充実する。

- ・【47-1】平成30年度に設置した設置検討WGの検討結果を踏まえて「総合臨床教育センター」(仮称)を設置し、当該センター事業(共通カリキュラム企画、職種別教育プログラム整備)の実施体制を整える。
- ・【47-2】看護職員の専門性向上のため、看護部研修プログラムにおいて臨床を模擬体験するシミュレーション教育を充実させるとともに、国際性向上のため院内での語学研修及び海外施設での実地研修を実施する。
- ・【47-3】チーム医療における薬剤師の専門性を向上させるため薬剤部員に対する学会発表や論文作成を支援し、学術団体が認定する「認定・専門・指導薬剤師」の資格取得を奨励する。

【48】臨床試験管理センターに生物統計専門家等を配置し、臨床研究及び臨床試験の支援体制を強化する。英語研究論文年間140編以上とする。

- ・【48-1】臨床試験管理センターの支援体制を強化するため、特定臨床研究の申請手続きに関する手順書（マニュアル等）及びホームページの充実を図る。
- ・【48-2】先進的医療技術の研究・開発を推進するとともに、英語研究論文の投稿を支援する。

【49】国の財政状況等を踏まえ、老朽化した病棟の改修計画を進める。さらに、医療機器等をマスタープランに則り計画的に更新し基盤整備を行う。

- ・【49】老朽化した病棟の整備計画を進めるため、財政投融資を活用し病棟新営事業に着手するとともに、設備マスタープランに則り医療機器等を計画的に更新する。

(3) 附属学校に関する目標を達成するための措置

【50】学部長・研究科長のリーダーシップの下、附属学校における教育・研究・教員養成に関して学校運営体制の見直しを行う。

- ・【50】学部長・研究科長をリーダーとした新たな附属学校園運営体制への移行に向けた運営方針に基づき、円滑な移行を実施する。さらに、学部、研究科及び附属学校園との連携体制についての協議会を基盤として、新運営体制のもと、附属学校園全体で一貫した教育を展開するための指針の作成を進める。

【51】教育委員会や公立学校などと連携を図り、地域が抱える教育課題の解決のため、環境教育、健康教育、インクルーシブ教育等の教育プログラムを研究・開発する。

- ・【51-1】学部・研究科との連携により設置した附属学校園健康教育協議会を中心に健康教育プログラムの試行・検証を進めるとともに、教職大学院の環境教育をベースにした教育プログラムについて附属中学校を中心に試行し、地域の教育委員会との連携協議会等を通じて成果を発信する。
- ・【51-2】附属小学校に設置した学習支援室を中心に、附属学校園が連携して、インクルーシブ教育推進のため、通常の学級における特別支援教育の教育プログラムの研究・開発を行うとともに、その成果について、公開の研修会等を通じて地域に発信する。

【52】総合大学の強みを活用し、学部・研究科を超えた多様な学問領域を融合し、アクティブラーニングをはじめとする新しい教育方法の研究・開発を行う。

- ・【52】教職大学院において他学部・他研究科と連携して行われている地域課題への取組をモデルとして、学識的知見を活かし、次期改訂学習指導要領を見据えた新しい教育方法の研究・開発について、段階的に実践へと移行する。その成果については、公開研究会等を通じて地域に発信する。

【53】教育学部及び教職大学院との連携の下、附属学校教員と学生による協働的な省察活動を組み入れた質の高い教育実習指導体制を構築することで、多様で困難な教育課題に対しても果敢に取り組み、柔軟かつ適切に対処できる実践的指導力を育成する。

- ・【53】学部、研究科及び附属学校教員と学生による協働的な省察活動を組み入れた教育実習指導体制の拡充と学生数の変化に対応した更新を図るとともに、ポートフォ

リオの活用による学生の自律的発展力の開発と、その客観的評価を行うための指標作成を進める。

また、新たな附属学校運営部・校長制度への移行に伴い、学部、研究科及び附属学校がより密接に連携した教育実習指導体制を構築する。

II 業務運営の改善及び効率化に関する目標を達成するためにとるべき措置

1 組織運営の改善に関する目標を達成するための措置

【54】学長のリーダーシップを發揮し、迅速な意思決定を可能にするガバナンス体制を確立するため、学長補佐体制の整備やIR（インスティテューション・リサーチ）機能を強化する。

- ・【54-1】引き続き、学長自らが学部長等の選考を行うとともに、大学として重点的に取り組む領域等への副学長、学長特別補佐等の戦略的な配置により学長補佐体制を整備する。
- ・【54-2】学長の強いリーダーシップの下、本学の「強み」「特色」等を活かし、IRデータをさらに充実させながら、活用可能な基礎データを強化する。

【55】社会や地域のニーズに対応した戦略的・機動的な組織運営とガバナンス体制を確立するため、経営協議会をはじめ学外者の意見を聴取する機会を拡充するとともに、法人運営の改善・強化に積極的に反映させる。

- ・【55】学外者の意見聴取の機会を拡充するため、有識者懇談会等を実施する。

【56】良質なガバナンスの確立と運用のため、監事監査のサポート体制を整備するなど監事機能を強化する。

- ・【56-1】監事が大学の運営状況等に関する情報を多面的に得る機会を拡充するため、学長と監事の定期的意見交換会を実施するとともに、監事と職員との意見交換を充実する。
- ・【56-2】監事の指示の下、法人内部監査室において監事監査をサポートするとともに、国立大学法人等監事協議会における情報等を収集し、監事機能の強化を図る。

【57】全学的な視点による教員の選考と機能的な教員配置を実現するとともに、教育研究の活性化を図るため、教員定員の20%への年俸制の適用及び外国人教員数を平成27年度と比較し倍増させる。また、ポイント制による教員定員の管理を行い、若手教員の雇用を推進する体制を整備する。

- ・【57】全学的な視点による教員配置を行うため、教員の採用・補充等については、引き続き学長を委員長とする全学教員人事委員会の承認に基づき実施するとともに、外国人教員の補充が可能なポストを確認しつつ、教員公募を行う。また、若手教員の雇用を推進するための雇用計画を策定する。

【58】教員個々の役割や貢献度等を踏まえた業績評価及び評価に基づく柔軟かつ効果的な人事・給与制度を構築する。

- ・【58-1】教員業績評価制度について、大学の目的、目標等に則して評価内容を見直す。
- ・【58-2】年俸制適用教員の給与について、「国立大学法人弘前大学年俸制適用職員の評定基準」により、引き続き教員業績評価の結果を参考に学長が評定を行い、その結果に基づき号俸を決定する。また、前年度の検討結果を踏まえ、新たな教員業績評価の結果に基づく教育職俸給表適用教員の給与（賞与及び昇給）決定方法の構築に向けて、学内規定等の整備を進める。

【59】組織的かつ計画的な人材の育成・確保を行うため、SD（スタッフ・ディベロップメント）プログラムを整備する。

- ・【59】検証した研修の評価をもとに、SDプログラムの整備に向けて、「国立大学法人弘前大学人材育成方針（研修の体系化）」の見直しを行う。

【60】職員の視野を広げ多様な経験を積むことで企画力・折衝力等を向上させるため、国の機関及び他大学等との人事交流等について、派遣先を民間企業や地域の自治体等へ拡充するとともに、グローバル化に対応するため、語学研修の実施等を通じて職員の英語をはじめとする外国語能力を向上させる。

- ・【60-1】北東北国立3大学事務職員人事交流、文部科学省行政実務研修生等による国の機関との人事交流を引き続き実施する。また、民間企業等への派遣研修について、職員に多様な経験を積ませ視野を広げるため、受入が可能な機関等の調査結果をもとに、民間企業・地方自治体等への派遣研修を引き続き実施する。
- ・【60-2】外国語能力が必要となる業務の調査結果を踏まえて、英語の能力向上を目的とした実効性のある研修等を検討する。

【61】戦略的な施策に重点配分するために、全学的な視点に立った学内資源の再配分を行うこととし、戦略的な経費を学内予算総額（外部資金等を除く）の10%以上にする。

- ・【61】大学改革や強み・特色を活かした機能強化の取組、第4期中期目標期間を見据えた取組などに対して学長の裁量で重点配分するため、トップマネジメント経費を中心とした戦略的な経費を優先的に確保する。

【62】サテライト拠点の機能強化を図る目的で、東京事務所を活用した首都圏エリアにおける積極的な情報の収集及び発信を行う。

- ・【62】東京事務所を活用して、首都圏における本学の教育研究活動の促進や、URA（リサーチ・アドミニストレーター）による企業等との産学連携活動の推進、産学連携イベントの出展等による研究シーズのマッチングを促進する。

【63】ワーク・ライフ・バランスに配慮した環境整備や次世代育成支援対策、ジェンダーバランス改善等の取組により、男女共同参画を推進する。なお、ジェンダーバランスの改善にあたり、女性教員の採用比率年平均27.5%，在職比率19.0%にし、上位職（学長・理事・監事・副学長・学部長・評議員相当）の女性を平成27年度と比較し倍増させる。

- ・【63】ワーク・ライフ・バランスに配慮した環境整備や次世代支援対策のため、託児利用料補助制度の検証を行う。また、女性限定公募の積極的な実施やトップセミナーの開催、ダイバーシティレポート制度及びプロモーションメンター制度の本格運用によって研究者や上位職への女性の採用・登用を進め、ジェンダーバランス改善

を加速する。

2 教育研究組織の見直しに関する目標を達成するための措置

【64】平成 28 年度に入学定員の見直しを含む学部改組及び大学院定員の再配分を実施するとともに、学長のリーダーシップの下、IR（インスティテューション・リサーチ）を活用した学内情報の調査分析に基づき検証を行い、定員規模を含めた教育研究組織の見直しを戦略的・重点的に行う。

- ・【64】様々な角度から集めた IR データをもとに、学部改組の検証を行うと共に、大学院の再編を行う。

【65】教員養成に特化した高度専門職業人を養成するため、青森県教育委員会等と連携・協働しつつ、平成 29 年度までに教職大学院を整備する。

- ・【65-1】教育学研究科学校教育専攻の機能を補完するとともに、教科教育や特別支援教育の領域を導入するため、教育学研究科教職実践専攻（教職大学院）の平成 32 年度改組に係る設置計画を策定する。
- ・【65-2】青森県教育委員会ならびに市町村教育委員会のニーズに沿って、インクルーシブ教育システム構築に寄与する教員組織・教育体制を確立する。
- ・【65-3】地域の市町村教育委員会の教育課題である健康教育推進の企画運営に、教職大学院の教員および大学院生を参画させ、課題解決を進展させる。

【66】大学院研究科の見直しに取り組み、地域の課題解決やイノベーション創出に重点を置いた、領域融合的な教育研究体制を構築する。

- ・【66】平成 32 年度の設置を目指している「地域共創」を担う新たな大学院研究科（修士課程）の設置計画をもとに、学内整備や周知活動等を行う。

【67】本学の強み・特色である附置研究所の機能をより一層伸長し、地域の活性化に貢献するため、柔軟性のある研究組織に再編成する。

- ・【67】研究組織の再編により設置された「地域戦略研究所」として、地域の活性化に貢献するため、研究所と地域との連携をより一層深化させ、再生可能エネルギー及び食に関する研究成果を社会実装に繋げることにより、地域課題の解決や産業の振興等、地方創生に資する。

3 事務等の効率化・合理化に関する目標を達成するための措置

【68】情報化やアウトソーシングなどにより事務処理の合理化・質の向上を図るとともに、本部と部局との連携体制の強化等、効率的かつ機能的な事務組織・運営体制を構築する。

- ・【68-1】第 3 期中期目標期間における「弘前大学事務業務の効率化・合理化推進方策実施要項」に基づき、平成 31 年度の業務改善実施計画を実施し検証するとともに、翌年度の計画を策定する。
- ・【68-2】事務局と部局との連携体制の強化等、効率的かつ機能的な事務組織・運営体制を構築するため、引き続き事務職員の的確な配置に関する調査を実施し、調査結果

果及び事務業務の効率化・合理化の進捗状況並びに事務組織の再編計画を踏まえた事務職員の適正な配置計画を作成する。

III 財務内容の改善に関する目標を達成するためによるべき措置

1 外部研究資金、寄附金その他の自己収入の増加に関する目標を達成するための措置

【69】教育・研究活動の一層の強化・充実を図るため、新たに基金を創設するとともに、積極的な募金活動を開催する体制等を整備し、平成27年度と比較し、寄附金の受入額を10%以上増加させる。

- ・【69】「弘前大学基金」への寄附を一層促進するため、募金活動体制を更に強化することで、寄附金の増収を図る。

【70】資金の獲得増に向けた取組として、「弘前大学科研費申請の基本方針」及び「競争的資金申請の基本方針」を隨時見直し、学内の学術情報や学術・人的資源を正確に把握し、それらを最大限活用した外部資金の獲得のため組織的な研究支援を行う。

- ・【70】学内の科研費獲得支援事業について、採択結果を分析しつつ、支援事業の資源配分に効果的に活用する。

2 経費の抑制に関する目標を達成するための措置

【71】管理的経費の執行状況やコスト削減実績の分析結果等に基づく新たなコスト削減計画を策定するとともに、予算執行の一層の効率化を図り、経費を抑制する。

- ・【71】「第3期中期目標期間における管理的経費のコスト削減計画」を含む財務健全化に向けた大学全体の経費抑制や増収に取り組む。

3 資産の運用管理の改善に関する目標を達成するための措置

【72】教育・研究組織の再編を踏まえ、施設の点検評価を実施して、教育研究スペースの共有化を図るなど、全学的な視点から学長のリーダーシップに基づく戦略的な施設の再配分を行う。

- ・【72】施設の再配分方針を踏まえ、施設有効利用規程を見直し、共同利用スペースの確保を進める。

IV 自己点検・評価及び当該状況に係る情報の提供に関する目標を達成するためによるべき措置

1 評価の充実に関する目標を達成するための措置

【73】組織の強みや特色の伸長を重視した評価項目や評価基準等を策定し、自己点検及び外部評価からなる新たな評価制度を開発し、全ての教育研究組織（分野）において実施する。

- ・【73】これまでの組織評価の結果を分析し、本学における組織の強み・特色を出すた

め、組織評価の項目等の見直しを行う。

2 情報公開や情報発信等の推進に関する目標を達成するための措置

【74】広報マネジメント体制を強化するとともに、民間手法を活用した企画競争による新たな広報活動を展開する。

- ・【74】学内の広報マインドの醸成を図り、全学一体となった広報活動について検討するとともに、企画競争等により複数のメディア媒体を活用した民間手法を取り入れ、本学の教育、研究、社会貢献に関する広報活動を引き続き展開する。

【75】各種メディアを活用し、本学の活動状況や活動成果に関する情報を国内外へ積極的に発信し、平成27年度と比較し、HP等へのアクセス件数を1.5倍にする。

- ・【75】引き続き学内イベントや研究成果の公表、教育活動の成果等を、学内外へ発信し、大学ウェブサイトやSNSを活用した情報発信を積極的に展開するとともに、周知活動を強化する。

V その他業務運営に関する重要目標を達成するためにとるべき措置

1 施設設備の整備・活用等に関する目標を達成するための措置

【76】多様化する教育・研究活動等に対応し、国の財政状況等を踏まえ、安全・安心で環境に配慮した施設を整備するとともに、既存施設等の修繕計画を策定し、計画的な維持保全を行う。

- ・【76-1】本学の施設整備方針に基づき、施設・設備の整備を推進する。
- ・【76-2】インフラ長寿命化計画の行動計画を踏まえ個別施設計画の策定を計画的に実施する。

【77】教育・研究組織の再編を踏まえ、キャンパスマスターplanを見直す。

- ・【77-1】本町団地のキャンパスマスターplanを策定し、教育・研究施設等の機能強化・長寿命化への対応や、競争的スペースや共通的スペース等の共同利用スペースの有効活用を踏まえた戦略的な施設マネジメントを実施し、安全で安心な教育研究等の場を提供する。
- ・【77-2】学園町団地のキャンパスマスターplanについて、概要及び問題点の把握、整備方針を含めた作業計画等の策定を進める。

【78】全学情報基盤システムの運用状況の調査及び更新を行うことにより、情報セキュリティマネジメント及び事業継続マネジメントを適切に運用し、安心・安全なデジタルキャンパス環境整備の一層の充実を図る。

- ・【78-1】より安心・安全なデジタルキャンパス環境とするため、全学情報基盤システム及び学内LANを滞りなく更新し、事業継続マネジメントを適切に運用する。
- ・【78-2】情報システム運用の向上のため、情報セキュリティポリシーを含む規程の見直し及び全学情報システムの管理運営組織を設置し、適切な情報セキュリティマネ

ジメント運用が可能な体制を整備する。

2 安全管理に関する目標を達成するための措置

【79】法令を遵守し、安全衛生に関する講習会を開催するなど安全管理関連の活動を実施し、安全管理の周知と知識を向上させる。

- ・【79】安全衛生に関する講習会の開催や産業医の職場巡視等を行う。

【80】学生・教職員を対象とした総合防災訓練を行うなど防減災活動を実施するとともに、防災講習会等の開催により防減災に関する知識を啓発する。

- ・【80-1】地震、火災発生を想定した総合防災訓練、避難訓練等とともに、建物の応急危険度判定及びインフラ状況確認作業等、実践的な訓練を実施する。
- ・【80-2】防災に関する講習会等の開催により、防災意識の高揚を図るとともに防減災に関する知識を啓発する。

【81】構成員の安全意識を向上させるため、弘前大学ハザードマップを策定・公表する。

- ・【81】弘前大学ハザードマップ、行動計画を踏まえ、施設・設備の整備を推進する。

3 法令遵守等に関する目標を達成するための措置

【82】研究費の不正使用及び研究活動における不正行為に対する規範意識を徹底するため、説明会及びe-ラーニング等を活用し、競争的資金等の運営・管理に関わる全ての構成員に対して研究倫理教育を実施する。

- ・【82-1】学内における各種説明会等を活用し、不正経理等の防止について周知徹底するとともに、構成員の規範意識を向上させるため、コンプライアンス教育を実施する。
- ・【82-2】研究倫理教育や研究倫理意識を醸成するための講習会等を実施する。
- ・【82-3】研究データの保存・管理等に関する状況を把握するとともに、研究者の意識向上を図り、研究分野の特性に応じた研究データの保存方法を検討する。

【83】不正発生要因の分析を行い、不正が発生するリスクに対して重点的かつ機動的な監査（リスクアプローチ監査）を実施し、牽制機能を強化・充実する。

- ・【83】不正発生要因の分析に基づき内部監査実施計画を策定し、重点的・機動的な監査を実施する。

【84】情報セキュリティセミナーの定期的な開催及びe-ラーニングの活用により、教職員・学生に対する情報セキュリティ教育の充実を図る。

- ・【84-1】弘前大学情報セキュリティ対策基本計画の確実な実施のため、役職及び業務に対応した適切な情報セキュリティ教育を実施し、情報セキュリティに関する知識及び対策の啓発を進める。
- ・【84-2】全学情報システムの管理運営組織の構成員に、情報セキュリティに関する資

格取得のための教育を実施し、情報セキュリティマネジメント力を強化する。

VI 予算（人件費の見積りを含む。），収支計画及び資金計画
別紙参照

VII 短期借入金の限度額

- 1 短期借入金の限度額
2, 637, 293千円

- 2 想定される理由

運営費交付金の受け入れ遅延及び事故の発生等により緊急に必要となる対策費として借り入れることが想定されるため。

VIII 重要な財産を譲渡し、又は担保に供する計画

- 重要な財産を譲渡し、又は担保に供する計画
 - 1. 重要な財産を担保に供する計画
附属病院の施設・設備の整備に必要となる経費の長期借入に伴い、本学の土地及び建物を担保に供する。

IX 剰余金の用途

- 決算において剰余金が発生した場合は、その全部又は一部を、文部科学大臣の承認を受けて、教育研究の質の向上及び組織運営の改善に充てる。

X その他

1 施設・設備に関する計画

(単位：百万円)

施設・設備の内容	予定額	財源
総合研究棟（医学系）改修、実験研究棟（動物実験施設）改修、ライフライン再生（給排水設備、空調設備）、園舎改修、病棟、基幹・環境整備（支障切り回し）、小規模改修等	総額 2,393	施設整備費補助金 (1,252) 長期借入金 (1,110) (独)大学改革支援・学位授与機構施設費交付金 (31)

(注) 施設・設備の内容、金額については見込みであり、中期目標を達成するために必要な業務の実施状況等を勘案した施設・設備の整備や老朽度合等を勘案した施設・設備の改修等が追加されることもある。

2 人事に関する計画

- 全学的な視点による教員配置を行うため、教員の採用・補充等については、引き続き学長を委員長とする全学教員人事委員会の承認に基づき実施するとともに、外国人教員の補充が可能なポストを確認しつつ、教員公募を行う。また、若手教員の雇用を推進するための雇用計画を策定する。【年度計画 57】
- 検証した研修の評価をもとに、SDプログラムの整備に向けて、「国立大学法人弘前大学人材育成方針（研修の体系化）」の見直しを行う。【年度計画 59】
- 北東北国立3大学事務職員人事交流、文部科学省行政実務研修生等による国の機関との人事交流を引き続き実施する。また、民間企業等への派遣研修について、職員に多様な経験を積ませ視野を広げるため、受入が可能な機関等の調査結果をもとに、民間企業・地方自治体等への派遣研修を引き続き実施する。【年度計画 60-1】
- 外国語能力が必要となる業務の調査結果を踏まえて、英語の能力向上を目的とした実効性のある研修等を検討する。【年度計画 60-2】
- ワーク・ライフ・バランスに配慮した環境整備や次世代支援対策のため、託児利用料補助制度の検証を行う。また、女性限定公募の積極的な実施やトップセミナーの開催、ダイバーシティレポート制度及びプロモーションメンター制度の本格運用によって研究者や上位職への女性の採用・登用を進め、ジェンダーバランス改善を加速する。【年度計画 63】

(参考1) 31年度の常勤職員数 1,625人

また、任期付き職員数の見込みを 336人とする。

(参考2) 31年度の人件費総額見込み 17,698百万円（退職手当は除く）

(別紙) 予算、収支計画及び資金計画

1. 予算

		(単位：百万円)
区分		金額
収入		
運営費交付金		10,376
施設整備費補助金		1,252
船舶建造費補助金		0
補助金等収入		137
大学改革支援・学位授与機構施設費交付金		31
自己収入		26,380
授業料、入学料及び検定料収入		4,133
附属病院収入		21,939
財産処分収入		0
雑収入		308
産学連携等研究収入及び寄附金収入等		2,957
引当金取崩		141
長期借入金収入		1,110
貸付回収金		0
目的積立金取崩		207
出資金		0
計		42,591
支出		
業務費		35,818
教育研究経費		15,390
診療経費		20,428
施設整備費		2,394
船舶建造費		0
補助金等		137
産学連携等研究経費及び寄附金事業費等		2,957
貸付金		0
長期借入金償還金		1,285
大学改革支援・学位授与機構施設費納付金		0
出資金		0
計		42,591

[人件費の見積り]
期間中総額17,698百万円を支出する（退職手当は除く）。

注1) 「産学連携等研究収入及び寄附金収入等」のうち、
当年度予算額2,225百万円、
前年度よりの繰越額のうち使用見込み額732百万円

2. 収支計画

(単位：百万円)

区分	金額
費用の部	40,487
経常費用	40,487
業務費	36,308
教育研究経費	3,419
診療経費	13,021
受託研究経費等	1,483
役員人件費	107
教員人件費	9,561
職員人件費	8,717
一般管理費	1,086
財務費用	75
雑損	0
減価償却費	3,018
臨時損失	0
収益の部	40,513
経常収益	40,513
運営費交付金収益	10,341
授業料収益	3,451
入学会収益	500
検定料収益	95
附属病院収益	21,939
受託研究等収益	1,483
補助金等収益	137
寄附金収益	1,279
財務収益	8
雑益	455
資産見返運営費交付金等戻入	521
資産見返補助金等戻入	161
資産見返寄附金戻入	143
資産見返物品受贈額戻入	0
臨時利益	0
純利益	26
目的積立金取崩益	207
総利益	233

3. 資金計画

(単位：百万円)

区分	金額
資金支出	56,837
業務活動による支出	35,803
投資活動による支出	10,711
財務活動による支出	2,044
翌年度への繰越金	8,279
資金収入	56,837
業務活動による収入	38,648
運営費交付金による収入	10,376
授業料、入学金及び検定料による収入	3,672
附属病院収入	21,939
受託研究等収入	1,268
補助金等収入	137
寄附金収入	801
その他の収入	455
投資活動による収入	9,902
施設費による収入	2,394
その他の収入	7,508
財務活動による収入	0
前年度よりの繰越金	8,287

別表（学部の学科、研究科の専攻等）

人文社会科学部	文化創生課程	440人
	社会経営課程	620人
教育学部	学校教育教員養成課程	600人
	養護教諭養成課程 (うち教員養成に係る分野)	80人 680人
医学部	医学科	772人
	保健学科 (うち医師養成に係る分野)	860人 772人
理工学部	数物科学科	316人
	物質創成化学科	210人
農学生命科学部	地球環境防災学科	264人
	電子情報工学科	224人
農学生命科学部	機械科学科	324人
	自然エネルギー学科	122人
人文社会科学研究科	生物学科	160人
	分子生命科学科	160人
人文社会科学研究科	食料資源学科	220人
	国際園芸農学科	200人
人文社会科学研究科	地域環境工学科	120人
	文化科学専攻 (うち修士課程)	20人 20人
教育学研究科	応用社会科学専攻 (うち修士課程)	12人 12人
	学校教育専攻 (うち修士課程)	32人 32人
医学研究科	教職実践専攻 (うち専門職学位課程)	32人 32人
	医科学専攻 (うち博士課程)	240人 240人
保健学研究科	保健学専攻 [うち博士前期課程]	96人 60人
	博士後期課程	36人
理工学研究科	理工学専攻 (うち博士前期課程)	240人 240人
	機能創成科学専攻 (うち博士後期課程)	18人 18人
理工学研究科	安全システム工学専攻 (うち博士後期課程)	18人 18人

農学生命科学研究科	農学生命科学専攻	120人 (うち修士課程 120人)
地域社会研究科	地域社会専攻	18人 (うち博士後期課程 18人)
附属小学校	642人 学級数 21	
附属中学校	495人 学級数 15	
附属特別支援学校	60人 学級数 9	
附属幼稚園	90人 学級数 4	